

令和4年3月16日

告示

- 一. 当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条、第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 2 号に基づき、花形ボクシングジム（以下「花形ジム」という）所属ボクサーである木村翔（ライセンスNo.43264）選手を戒告処分とする。

理由： 同選手は、令和3年12月18日、事前に J B C の許可を得ることなく中国・武漢で行われた格闘技イベントに出場した。このことは J B C ルール第 2 4 条に抵触するものであり、当財団は木村翔選手を戒告処分とする。

- 二. 当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、花形ジムの花形晋一（ライセンスNo.24512）マネージャーを戒告処分とする。

理由： 当財団は、花形晋一氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

- 三. 当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、花形ジムの花形進（ライセンスNo.5735）クラブオーナーを嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、花形進氏が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション